

出産育児一時金 請求書
家族出産育児一時金

令和 年 月 日 請求

Form containing personal information of the insured, company details, and application questions. Includes fields for name (健保 太郎), address (000-0000), company (0000株式会社), and insurance details.

Form for medical/obstetrician certification. Includes fields for birth date, number of children, and certification by a doctor or midwife (医師・助産師名).

※裏面注意事項あり

千葉県機械金属健康保険組合

記入上の注意

I 被保険者への注意事項

1. 表題は、被保険者が出産したときは「出産育児一時金」を、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」を○で囲んでください。
2. 被扶養者が出産したための申請の場合は、被扶養者の氏名、生年月日を記入してください。被保険者が出産したための申請の場合は記入不要です。
3. ⑥欄の出産した場所は、出産した病院、診療所または助産所などの医療施設名と所在地を記入してください。なお、自宅出産の場合はその旨を記入してください。
4. ⑭欄には、被保険者の資格を喪失したあとの出産であるときは資格喪失年月日を、生産であったが間もなく死亡したときは「出生児は○○時間生存したあと死亡」などのことを記入してください。
5. ②欄と⑮欄の被保険者の印は必ず同一印を押印してください。

※医師、助産師による出産証明、または市区町村長による出生に関して戸籍に記載した事項等の証明を受けてください。ただし、死産の場合は、医師・助産師に限って証明を受けてください。

II 医師および助産師への注意事項

1. ⑰欄は、該当する文字を○で囲み、死産の場合は、妊娠第○週・○ヶ月であったか記入してください。

III 添付書類について

1. 医師・助産師または市区町村長の証明を受けられない場合は、出生が確認できる書類（戸籍謄(抄)本、戸籍事項記載証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳(原本提示)、住民票など)を添付してください。
2. 医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書の写し及び出産費用の領収・明細書の写しを添付してください。(代理契約に関する文書には「代理契約を医療機関等と締結していない旨」及び申請先となる「保険者名」が記載されています。領収・明細書には、医療機関等が支払機関へ提出する「専用請求書の内容と相違ない旨」の記載および「産科医療保障制度の対象分娩であることを証明する所定の印」が押印(該当する場合のみ)されています。)
3. 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号及び翻訳者の印鑑が必要です。

出産育児一時金等の支給要件について

■ 出産育児一時金等の支給要件

被保険者本人が出産した場合は「出産育児一時金」が支給され、被扶養者が出産した場合は「家族出産育児一時金」が支給されます。

一時金の対象となるのは、妊娠4ヶ月(85日)以上の出産で、早産、死産、流産、人工妊娠中絶(経済的理由によるものを含む)も含まれます。

〈資格喪失後に出産した場合〉

被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は「出産育児一時金」の支給を受けることができます。

■ 支給額

1児につき42万円が支給されます。ただし、産科医療保障制度に加入する医療機関等において、在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。)でない場合にあっては40万4千円が支給されます。

(流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらの場合は40万4千円が支給されます。)

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度または貸付制度もあります

■ 直接支払制度(医療機関等によっては、対応していない場合があります。)

被保険者が医療機関等との間に、出産育児一時金の支給申請および受取に係る代理契約を締結のうえ、出産育児一時金の額を限度として、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請および受取を直接当健康保険組合に行うことにより、医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものです。(家族出産育児一時金も同様です。)

○ 分娩に要する費用が42万円(または40万4千円)を超えた場合

出産育児一時金42万円(または40万4千円)を医療機関等にお支払いしますので、被保険者は出産育児一時金を超えた額を医療機関等の窓口でお支払いすることになります。

○ 分娩に要する費用が42万円(または40万4千円)以下の場合

分娩に要した費用額を医療機関等にお支払いします。また、出産育児一時金等42万円(または40万4千円)と分娩に要した費用額の差額については、申請していただくことにより被保険者にお支払いします。

■ 出産費貸付制度

出産育児一時金等が支給されるまでの間、分娩に要する費用が必要な場合に、無利子の貸付制度があります

※不明な点は、当健康保険組合までご連絡ください。